

「出会い系サイト規制法」立法過程に見る子ども観

The View of Childhood in the Legislation Process of
“the Law regarding Regulation of Net Dating Service”

東野 充成
HIGASHINO Mitsunari

要約

本研究の目的は、いわゆる「出会い系サイト規制法」の立法過程に見られる子ども観を明らかにすることである。自明とされた「子ども」という存在が疑問に付されるにつれて、子どもとはいかなる存在で、人々はそれをどのように認識しているのか、いわゆる「子ども観」を明らかにする研究も盛んに行なわれている。しかし、メディア上に表れた子ども像や子ども観の歴史的な変遷を明らかにした研究は多々あるが、子どもをめぐる法律を分析した研究は少ない。そこで、本研究では、比較的近年に志向され、きわめて強い強制力を持った「出会い系サイト規制法」を事例として、その立法過程に表れた子ども観を明らかにする。

その結果、「出会い系サイト規制法」は、青少年育成という極めて常識的な価値に裏付けられる形で成立されていくが、その過程においては、「加害者としての子ども」と「被害者としての子ども」や「性の対象としての子ども」と「性的主体としての子ども」という葛藤する子ども観が内包されていることが明らかとなった。また、性的客体として少女が一元的に措定されるなど、子どものセクシュアリティをめぐるジェンダー間の不均衡も浮かび上がった。

キーワード：子ども観、出会い系サイト、法社会学、立法過程

目次

- I 問題と目的
- II 分析の視点と方法
- III 「出会い系サイト規制法」立法過程に見る子ども観
 - 1 「出会い系サイト規制法」とは
 - 2 「出会い系サイト規制法」成立前史
 - 3 「出会い系サイト規制法」の審議過程
 - 1) 「被害者としての子ども」から「加害者としての子ども」へ／「性的客体としての子ども」から「性的主体としての子ども」へ
 - 2) 子どものセクシュアリティをめぐるジェンダー上の偏向と異性愛中心主義
 - 3) 「出会い系サイト規制法」成立に向けて
- IV おわりに

子どもを毒牙にかけるといようなイメージがどことなく私にはあったわけでありませけれども、その私の認識は少し甘かったかなというのがまずショックの第一歩であります（平成15年5月13日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」国家公安委員長谷垣禎一の発言より）

I 問題と目的

いわゆる「アリエス・ショック」以降、自明と考えられてきた「子ども」という存在を問い直す試みが盛んに行われている。すなわち、子ども期とは決して生物学的に決定されたものではなく、われわれの文化や社会の中で創造され、変動する期間であること、それゆえ子どもの「本質」も決して生来的に決定されるものではなく、文化や社会の中で創造され、変動される性質のものであること。歴史学や人類学、社会学研究の多くが、自明視された「子ども」を批判的に分析し、それを相対化してきた。

このような研究の潮流の中で、必然的に子ども観が注目を集めることとなった。子ども観とは、当該社会の大人たちが有している、子どもに対する信念や価値、認識、情緒、評価、行動などの総体であるが、この子ども観こそが「子ども」という存在を認識する際の一定の枠組みを形成し、子どもに対する行動にも反映されるからである。そしてまた、一定の子ども観に基づいて子どもに対してなされた行動は、子ども自身の発達や社会化にも影響を及ぼす。つまり、われわれが現在自明と考え行動している子どもに対する教育や育

児、福祉、司法などを問い返す上でも、その大元となる子ども観を明らかにすることは極めて重要な作業となる。

このような視点のもと、子ども観に関する研究はこれまでに一定の蓄積を見ている。特に、筆者及び筆者の所属する研究会では、平成16年より、子どもをめぐるさまざまな法律を対象に、その立法過程に見られる子ども観や育児観、家族観などについて明らかにしてきた。たとえば、東野（2005a）では、児童買春・児童ポルノ処罰法の立法過程を対象に、そこに見られる子ども観を明らかにした。その結果、当該法律の立法過程では、「子どもを守る」というきわめて常識的な子ども観が基盤となりつつも、子どものセクシュアリティや性の自己決定権などをめぐって錯綜した子ども観がせめぎあいながら、1個の法律として立法化されていったことが明らかとなった。また、東野（2005b）では、次世代育成支援対策推進法の立法過程に見られる育児観が明らかにしたが、そこでは育児をめぐる二項対立図式（育児の社会化と家族内化）をはらんだまま、「子どもの健全育成」という大義名分に押される形で同法は成立していった。さらに、東野・山瀬（2005c）では、児童虐待防止法の立法過程に見られる子ども観を明らかにしたが、同法の成立にも子どもの権利・人権をめぐる錯綜した子ども観が見られた。

では、なぜ、子ども観研究において、法に着目するのだろうか。第1に、法や組織といった狭義の制度をめぐる分析は、これまでの子ども観研究において等閑視されており、その空白部分を埋めるという意味がある。これまでの子ども観研究では、アリエス（1980）の影響からか、社会史的な観点から、歴史的資料を用いて当該社会における子ども観の変遷などを捕捉する研究が多く（林（1995）、中田（1999）、元森（2004）など）、狭義の制度を対象とした研究は犯罪社会学などに見られる程度であった（徳岡（1984）、矢島（1995）など）。しかし、法律も当該社会の人々の社会意識を如実に反映するものであり、きわめて重要な社会制度のひとつである。したがって、教育学や社会学の観点からも、法にアプローチすることは、重要な課題となる。

第2に、法は当該社会の人々の社会意識を反映するだけでなく、人々の意識や行動を、強制力を持って規制もする（もちろん、意識を法律で規制することは現行の日本国憲法上違反だが……）。つまり、法が制定されることによって、人々の子ども観や子どもに対する行動も変容をきたすという側面もある。したがって、法に託された子ども観を析出することは、今後の社会的な子ども観を占う上でも、重要な方法となる。

以上のような観点から、本研究では、平成15年6月13日に公布され、同年9月13日から施行された「出会い系サイト規正法」（正式名称「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」）の立法過程を題材に、この法律が制定されるに至った国会審議の分析を通して、そこに見られる子ども観を明らかにすることとした。すなわち、なぜ子どもが「出会い系サイト」を利用してはいけないのか、この法

律を暗黙のうちに枠付ける子ども観を取り出すことが本論の課題である。これによって、「出会い系サイト規制法」という1個の法ではあるが、狭義の制度が構築されていく中で展開される子ども観について明らかにすることができる。

II 分析の視点と方法

では、なぜ、「出会い系サイト規制法」を分析の対象として取り上げ、またその立法過程を検討するのだろうか。

第1に、当該法律は、子どもを巡る法律の中でも、比較的近年に施行され、その制定過程をつぶさに検討できると同時に、現代的な子ども観を直截的に表現していると考えられるからである。少年法や児童福祉法などは近年大きな改正を経ているが、これらの法律は戦後幾度の論争と改正を経ており、また近年の改正に当たっても賛否が渦巻いた。したがって、社会問題の構築主義等の観点からは有効な題材足りえるかもしれないし、歴史的にその改正過程を追うことは極めて重要な作業であるが、現代的な子ども観を直截的に表現するとは考えにくい。

第2に、「出会い系サイト規制法」は、子どもを巡る種々の法律の中でも極めて強い強制力を持ったものであるという点が挙げられる。当該法律以外にも、刑法や児童福祉法などがこれまでも13歳未満の児童との性交や猥褻凶画の頒布、児童との淫行などを刑事罰の対象としてきた。また、児童買春・児童ポルノ処罰法では明確に、18歳未満の児童を買春することやポルノグラフの対象とすることを禁止している。しかし、「出会い系サイト規制法」の特徴的な点は、「インターネット異性紹介事業」（出会い系サイト）という、携帯電話やインターネットを利用する者には比較的身近なメディアを通じての子どもとの性交や誘引を禁止しているということである。つまり、「出会い系サイト」を通じての子どもと大人との接触や「出会い系サイト」を運営する事業主に規制をかけるという、児童との性交の手段・方法を規制しているという点で、極めて特徴的なものである。この点で、「出会い系サイト規制法」は特殊な強制力を持っており、強力に社会にその価値がフィードバックされる類の法律であるといえることができる。

第3に、「出会い系サイト規制法」は現代的な色彩を極めて濃く有しているという点を挙げることができる。もちろん、「出会い系サイト」なる技術が普及し、その言葉が人口に膾炙したものも近年のことであるし、それ以上に、その言葉には子どもとメディア、ジェンダー／セクシュアリティをめぐる様々な価値が幾重にも錯綜していると考えられる。メディアやジェンダー／セクシュアリティは、近年の子どもをめぐる情勢を読み解く上で一種のキーワードであり、それらをめぐる法律となった「出会い系サイト規制法」は、まさに現代の子ども観を読み解いて行く上で、格好の題材となるだろう。

さて、本論では、「出会い系サイト規制法」に見られる子ども観の法社会学的分析ということで、その立法過程に焦点を当てるが、法社会学には多様なアプローチが存在する。法の運用過程や執行過程、紛争処理過程に関する研究、法や道德などに対する社会意識論的研究、さらには近代国家と法の関わりに関するマクロ的研究などである。その中でも、立法過程に関する研究は、それほど多くの蓄積を見ていない部分である⁽¹⁾。しかし、立法過程の分析は、極めて重要な法社会学の分析対象であると考えられる。それは、議員たちが市民の代表という形で議場に入ったということ以上に、一種の「言説の権力者」だからである。権力は言説の形態を取り、社会に網の目状に張り巡らされるというのは、フーコー以来の近代権力観だが、議員という存在は、まさに言説を用いることによって権力を行使する者のひとりである。したがって、議員たちが議場でいかなる言説を行使し、どのような法という超越的な審級を構築しようとしているのか、この点を精査することは法学ばかりでなく、教育学や社会学にとっても重要な方法となる⁽²⁾。

分析の方法は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の国会会議録を蒐集し、そのなかの議員たちの発言に表れた子ども観を分析するというものである。なお、本論では、衆議院／参議院の別なく、国会という場をひとつの言説空間と見做し、そこで展開される、「出会い系サイト規制法」という法を巡って明示的あるいは暗示的に披瀝される子ども観を明らかにすることを目的としている。したがって、個々の議員や参考人等の言説の確かさや適否を問題にしようとするものではない。また、国会内における議員の発言は、国民の目を意識したパフォーマンス的なものであるとか、建前的なものであるとしばしば批判されるが、たとえその発言がパフォーマンスや建前から発せられたものであっても、国会という場におけるひとつの現実を示すものであり、同時に、そのようにして表明された価値は、社会的な価値として流通もする。この点でも、議員の発言を社会的表象のひとつの形態として分析することには、大きな意義があると考えられる。

Ⅲ 「出会い系サイト規制法」立法過程に見る子ども観

1 「出会い系サイト規制法」とは

具体的な立法過程の分析に入る前に、「出会い系サイト規制法」の主旨や目的、刑罰の規定などについてはじめに簡単にまとめておく。

先ほど来述べているように、「出会い系サイト規制法」の正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」というものであり、同法は平成15年6月13日に公布、同年9月13日から施行された。その条文は、5章18条と附則から成り、第1章に総則、第2章に誘引の規制について、第3章に利用の防止

について、第4章に雑則、第5章に罰則が述べられている。その目的は第1条に次のようにある。「この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めることにより、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的とする」と。つまり、同法の目的はあくまでも子どもの保護・健全育成であり、そのために「出会い系サイト」を規制するというのが同法の趣旨である。その上で、保護者には子どもによる「出会い系サイト」の利用を防止する努力義務が課され、事業者には子どもによる利用の防止、広告の明示化、年齢確認などの義務が課され、国や地方公共団体には教育・啓発や技術開発の努力義務が課されている。

しかし、同法の最も重要な点は、第6条、すなわち罰則を伴う禁止事項である。ここでは次のように規定されている。

第6条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 児童を性交等（略）の相手方となるように誘引すること。
- 2 人（児童を除く。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。
- 3 対象を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。
- 4 対象を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。

これらの項目に違反した者には、罰金100万円が科されるわけだが、ここで重要な点は、この「出会い系サイト規制法」が子どもを保護するための法律である一方、第6条の規定は子どもにも適用されるということである。つまり、たとえば、16歳の少女が「出会い系サイト」に援助交際希望の旨のメッセージを掲載したら、第6条2項の規定により、処罰される可能性があるということである。この問題は同法をめぐる子ども観の根幹にかかわるものであり、後に詳しく検討していく。

2 「出会い系サイト規制法」成立前史

「出会い系サイト規制法」の具体的な審議過程の分析に入る前に、同法の成立前史における特徴的な点について確認しておきたいと思う。

その特徴的な点とは、同法は、警察庁が法案を作成する過程で、中学・高校生にもパブリック・コメントを求めたという点である。通常の法案作成過程において、パブリック・

コメントが求められることは、そう多いとはいえない。現実的には、各種審議会での審議や国会における公聴会などが国民のパブリック・コメントの代替となっており、ほとんど形骸化しているといってもいいだろう。ましてや、選挙権を持たない、すなわち立法能力の無能力者、無権能者と見做されてきた⁽³⁾ 中学・高校生にパブリック・コメントが求められるということは、ほとんどなかったといってもいいだろう。もちろん、それらのコメントが法案に反映されたかどうかは別の問題であるが、中学・高校生も立法過程におけるひとつの主体と見做し、コメントを求める姿勢は、それ自体が法における子ども観の変遷の一端を示すものである。

もちろんこれは、「出会い系サイト規制法」という法律が、中学・高校生の現実と非常に大きな関わりがあるという点を踏まえたものであり、情報の公開の仕方如何によっては、法案成立に都合のいいように彼らのコメントが利用される危険性を孕むものである。このような危険性に留意しつつも、立法過程における子ども観に関するひとつの大きなトピックとして、この点は取り上げることができる。

3 「出会い系サイト規制法」の審議過程

1) 「被害者としての子ども」から「加害者としての子ども」へ／「性的客体としての子ども」から「性的主体としての子ども」へ

では、実際に「出会い系サイト規制法」の審議過程に目を移してみよう。

同法は、平成15年4月23日の衆議院「青少年問題に関する特別委員会」における国家公安委員長谷垣禎一の趣旨説明を皮切りに、審議が始められる。谷垣はその中で次のように述べている。

この法律案は、最近におけるインターネット異性紹介事業の利用に起因する犯罪による児童の被害の実情にかんがみ、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置を定めること等をその内容としております（平成15年4月23日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 国務大臣谷垣禎一の発言より）

つまり、子どもたちが「出会い系サイト」を通じて知り合った人物を通して犯罪に巻き込まれるケースが続発しており、それを防ぐために、「出会い系サイト」を通じて性交相手となる子どもを探すことや子どもが「出会い系サイト」を利用することを防ごうという趣旨である。ちなみに、その後の国会審議のなかでよく引用される統計に、平成14年度中に起きたサイト関連事件787件中、買春の誘引にかかわるものが429件、その429件の

うち91.6%が子どもから書き込みをしたというものがある。この数字の信憑性はともかく、このような問題意識が背景となって、「出会い系サイト規制法」は政府から提出された。それは、冒頭に掲げた谷垣国家公安委員長の発言にもよく表れている。

この趣旨説明を受けて、同年5月7日の衆議院「青少年問題に関する特別委員会」から、本格的な質疑が開始される。以降の質疑のなかで最も大きな問題となるのは、先にも若干触れた、子どもを「被害者」として捉えるのか、「加害者」として捉えるのか、という点である。早速、委員の馳浩は次のように述べている。

この法案の一つの痛切な問題は、法案6条を通じて、いわゆる児童、少女も犯罪者になるという問題であります（平成15年5月7日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員馳浩の発言より）

また、委員の小宮山洋子も次のように述べている。

やはり、子どもを処罰するということは、これまでの国際的な流れ、それにのっかって、おくれげながら日本でつくられました児童買春あるいは児童ポルノ禁止法、そのなかの基本的な考え方に反すると私は思っています。（中略）子どもは被害者であって保護をする、大人の方を処罰する、それが一番大きな考え方と思うんですけども（平成15年5月7日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員小宮山洋子の発言より）

さらに、委員の石井郁子からも、同様の趣旨の質問がなされる。

この法律では、今、保護するという目的のとおりだとおっしゃったわけでございます。しかし、児童は一方で処罰の対象となるという問題なんですよ。こういうことはなぜなのかという問題。つまり、なぜこの法律で、同じ買春をしながら処罰の対象にしたのかということ、保護との関係できちんとお答えいただきたい（平成15年5月7日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員石井郁子の発言より）

このほかの質問者も、この問題に関しては、概ね以上のような趣旨から、政府にその内容を質している。これに対し法案提出者である政府側は、「出会い系サイト」にまつわる事件がほとんど子どもからの「書き込み」によって生起しているという統計的事実や加罰年齢をめぐる少年法など他の法律との整合性、罰則規定を設けることの教育的効果などを盾に、その質問に回答している。しかし、ここで重要な点は、これらの質問や回答の適否そのものよりも、「被害者としての子ども」から「加害者としての子ども」へという、法にお

ける子ども観の劇的な変化が見られたということである。その意味で、「出会い系サイト規制法」は、児童買春・児童ポルノ処罰法などとは、子ども観という点で、重要な質的差異を持つ法律であるということがいえるだろう（もちろん、児童買春・児童ポルノ処罰法でも、児童が児童相手に買春行為等を行った場合でも、処罰対象となるのだが）。

さて、ここでいう「被害者」「加害者」とは、子どもをどのような性的存在として見るのか、という問題と置き換えてもいい。児童買春・児童ポルノ処罰法では明らかに、子どもを性的客体、性的商品として見做すような意識の蔓延を防止することを目的としていた（東野 2005a 参照）。一方、「出会い系サイト規制法」においては、自ら性を売る主体として子どもが見做されるようになる。つまり、セクシュアリティの主体／客体という次元においても、それまでの法律と「出会い系サイト規制法」では、大きな断層があるのである。この点に関して、5月13日の衆議院「青少年問題に関する特別委員会」で、政府参考人の瀬川勝久（警察庁生活安全局長）と委員の丸谷佳織の間で、次のようなやりとりがある。

援助交際をしよう、金銭を得ようというふうにいる児童も残念ながらいるわけでありまして（平成15年5月13日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 政府参考人瀬川勝久の発言より）

みずからの意思でお金を稼ぐ方法としてネット上で売春をしている、あるいは買春の勧誘をする、この状況を、誘いに乗る大人あるいは同じ世代の買うほうだけが悪いのかなという疑問が私には残ります（平成15年5月13日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員丸谷佳織の発言より）

このように、被害者／加害者という軸は、子どもを売春の対象と見るのか、主体と見るのかという議論と交錯しながら、子ども観の変容を形づくっていく。

2) 子どものセクシュアリティをめぐるジェンダー上の偏向と異性愛中心主義

さて、ここで見逃してはならない重要な事実がある。それは、「出会い系サイト規制法」に関する審議の中で用いられる「子ども」や「児童」という概念には、重大なジェンダー上の偏向が見られるということである。すなわち、「出会い系サイト」の問題は、暗黙のうちに性的存在を少女と規定して、議論が進められているということである。先ほどの馳浩の発言では、「いわゆる児童、少女も犯罪者になりうるという問題であります」と述べられていた。また、翌日の衆議院「青少年問題に関する特別委員会」でも、「出会い系サイト規制法」に関して集中審議が行われたが、そこでは次のような発言が見られた。

少女たちは、いわゆる少女として、自分の性としての肉体が武器になるんだ、これで金をおやじをちょろまかしてやろうとか、これは出来心なんですか（平成15年5月8日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員馳浩の発言より）

その商業的価値に気づいた少女が、みずから経済的なものを獲得しに行くというようなことが社会問題になったりもしている（平成15年5月8日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員達増拓也の発言より）

さらに、両日の委員会を通じて、「出会い系サイト」の問題を女性の問題と関連付けて議論するレトリックも見られた。たとえば、5月7日には、委員の山谷えり子が、人工妊娠中絶やリプロダクティブヘルス・アンド・ライツ、性教育の問題と関連付けて、議論を始めている。また、5月8日には、参考人の前田雅英（東京都立大学教授 刑事法学）も、未成年者の人工妊娠中絶の増加問題と関連付けて、「出会い系サイト」の問題について論じ始めている。これらは、「出会い系サイト」の問題が、人工妊娠中絶やリプロダクティブヘルス・アンド・ライツなどにも連繋する重大な問題であるということを示す一種のレトリックともいえるが、「出会い系サイト規制法」の議論が少女に偏向する形で進められていることを端的に示すものである。

そもそも、「出会い系サイト規制法」の正式名称は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」というものであった。つまり、ここでは、同性愛は完全に排除されているのである。その上で、性を売る存在あるいは性的対象となる存在を少女と、それを買う存在を大人の男性と暗黙のうちに規定し、「出会い系サイト」にかかわる問題は議論が進められていったのだ。ここには、子どものセクシュアリティをめぐるジェンダー上の偏向及び異性愛中心主義が端的に見て取れる。

もちろん、このような議論に対して、疑義を呈す者もいる。5月7日の衆議院「青少年問題に関する特別委員会」で、委員の保坂展人は、谷垣国家公安委員長に対して、次のような質問をしている。

同性間を含めなかったという意味は何かあったんでしょうか、異性に絞ったという意味は。(中略) 子どもの性的被害からの保護ということを保護法益とするのであれば、少なくとも、同性間において性的な虐待被害に遭うことも禁じておかなければいけないと思うんですが（平成15年5月7日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員保坂展人の発言より）

これに対して、国家公安委員長は、明確な回答をしない。したがって、なぜ異性に限定

されたのかは、わからないままである。児童買春・児童ポルノ処罰法の立法過程においても、たとえばジャニーズ・ジュニアが裸で踊っている姿が児童ポルノに該当するのかどうかという議論はあったが、性的客体として少年を、性的主体として大人の女性を、さらには同性愛というセクシュアリティをめぐる問題は深められないまま終わった（東野 2005a 参照）。今回の立法過程においても、これらの問題は、セクシュアリティをめぐる「常識」、偏向の前に、深められることなく終わったとっていいだろう。

3) 「出会い系サイト規制法」成立に向けて

このほかにも、「出会い系サイト規制法」の成立に向けては、様々な論点が提起された。たとえば、「出会い系サイト」の定義の問題。同法上、「出会い系サイト」＝「インターネット異性紹介事業」とは、「異性交際の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業をいう」（法第2条）と定義されているが、ここにはメーリング・リストやツーショット・チャットが含まれるのか、「出会い系サイト」の看板を掲げないサイトで、このようなやりとりがなされた場合にはどのような扱いになるのか、といった問題が提起された。これらは、メディアの技術的進歩や子どもたちによる利用方法と連結する問題であり、子どもとメディアとのかかわりに関して、次のような発言もある。

このモバイルがどんどん発展したのは、実は、女子高生がいろいろな使い方をしたからでしょう。いろいろな使い方をしたんですよ。私たちがだれもわからないような（平成15年5月8日 衆議院「青少年問題に関する特別委員会」 委員島聡の発言より）

このような発言は、女子高生を情報社会の牽引役と見做すと同時に、一種の「異人」と捉えるものであり、1980年代の「新人類」の議論や90年代の「オタク」論争に通底するものを感じる。本稿では、議論が散漫になるのを防ぐためにも、この問題にはこれ以上深く立ち入らないが、子ども、セクシュアリティにメディアの問題も絡んで、錯綜しながら議論が進展していったことを示すものといえるだろう。

しかし、「出会い系サイト規制法」にかかわる最も大きな問題は、やはり、子どもを被害者として捉えるのか、加害者として捉えるのか、という点である。これは、児童買春・児童ポルノ処罰法などとの法理の整合性という問題以上に、子ども観をめぐる対立、葛藤、せめぎあいと置き換えてもよい。その意味で、「出会い系サイト規制法」の成立は、少年法の厳罰化などと同様に、法における子ども観の一種の分水嶺となりうるものである。

その後、「出会い系サイト規制法」は、平成15年5月15日に衆議院「青少年問題に関する特別委員会」で採決され、賛成多数で可決（そのとき、附帯決議も同時に採択）、翌5月16日の衆議院本会議で可決され、衆議院を通過する。5月29日からは参議院内閣委員会での審議が始まり、6月5日の同委員会でも可決、翌6月6日には参議院本会議でも可決され、成立する。この間の詳細な事情に関しては、紙幅の事情から割愛するが、衆議院と同様に、被害者／加害者、性的対象／性的主体という子ども観の対立を基軸に、議論は進展されていった。

IV おわりに

以上、「出会い系サイト規制法」の立法過程を題材に、そこに見られる子ども観を明らかにしてきた。その結果、「出会い系サイト規制法」の立法過程においては、それまでの子どもをめぐる法律の立法過程に見られたのとは根本的に異なる子ども観を見出すことができた。それは、「被害者としての子ども」から「加害者としての子ども」へ、「性的対象としての子ども」から「性的主体としての子ども」へという大きな転回である。このような転回は、少年法の改正、すなわち少年への厳罰化の流れと軌を一にするものと考えられ、今後注視していく必要がある。

また、一口に子どもといっても、そこにはジェンダーによる偏向と異性愛中心主義が内包されていることも明らかとなった。すなわち、「性的対象としての子ども」という場合や「出会い系サイトに援助交際の書き込みをする子ども」といった場合には、暗黙裡に少女が措置され、それを買う大人といった場合には、暗黙裡に成人男性が措置されるという偏向が。また、同性愛を排除する形で進められる立法過程が。これらは、子どものセクシュアリティをめぐる言説や政策、教育内容などを、ジェンダー論的視点からより詳細に分析していく必要があることを示している。

その一方で、「出会い系サイト規制法」の立法過程においては、従来立法の無権能者と見做されてきた子どもに、パブリック・コメントを求めるといった動きもあった。「子どもの権利条約」の批准以来、子どもの意見表明権をどのように担保するのかという課題はまだ結実を見ていないが、子どもへの住民投票権の付与、選挙権年齢の引き下げ論などと並んで、こうした動きにも注視する必要がある。

注

(1) たとえば、法社会学のリーディングス等を概観しても、立法過程に費やされる量は少ない（宮澤1994、大橋他編著2001、村山・濱野著2003参照）。やはり、判例や紛争等、法の執行過程を分析した研究が多数を占める。これは、日本では、裁判所が示す司法判断によって、条文の解釈が決定されていくことが多いためと考えられる。

- (2) 立法過程と一口に言っても、審議会での審議や議員間での勉強会など、フォーマル／インフォーマルを問わず、国会での審議以外にも様々な場が考えられる。特に、各種審議会での審議は、政府提出法案の場合、その立法過程においてきわめて重要な位置を占めている。今後は、このような場も射程に入れて、分析を展開していきたいと思う。
- (3) このような子ども観が変化する兆しも、最近ではうかがえる。たとえば、昨今の市町村合併等にもなって実施される住民投票では、高校生や中学生に投票行動権を付与する自治体も現れている。その投票が実際の政策に反映するかどうかは別として、このような動きは、法律レベル、政治レベルでの子ども観の変化を示すものとして注目に値するだろう。

参考文献

- アリエス、フィリップ著、杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活—』みすず書房 1980年
- 林雅代「近代日本の『青少年観』に関する一考察」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第56集 1995年 65—80頁
- 東野充成「児童買春・児童ポルノ処罰法立法過程に見る子ども観」共栄学園短期大学広報・紀要編集委員会編『共栄学園短期大学研究紀要』第21号 2005年a 219—231頁
- 東野充成「『次世代育成支援対策推進法』立法過程に見る育児観—育児とは誰のものか—」共栄学園短期大学児童福祉学専攻編『共栄児童福祉研究』第12号 2005年b 65—72頁
- 東野充成・山瀬範子「児童虐待防止法立法過程に見る子ども観」九州教育学会編『九州教育学会研究紀要』第32巻 2005年c
- 宮澤節生『法過程のリアリティー—法社会学フィールドノート—』信山社 1994年
- 元森絵理子「戦後日本における『子ども』の揺らぎと変容」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第74集 2004年 209—228頁
- 村山真雄・濱野清著『法社会学』有斐閣 2003年
- 中田周作「戦後日本における子ども観の研究—ベストセラー小説の分析を通して—」日本子ども社会学会編『子ども社会研究』5号 1999年 56—68頁
- 大橋憲広他著『レクチャー法社会学』法律文化社 2001年
- 坂本桂鶴恵『〈家族〉イメージの誕生』新曜社 1997年
- 住田正樹研究代表『現代日本の「子ども観」に関する実証的研究』科学研究費補助金研究報告書 2004年
- 徳岡秀雄「米国における少年司法政策の動向と子供観・人間観の変化」日本教育社会学会編『教育社会学研究』第39集 1984年 18—31頁
- 矢島正見『少年非行文化論』学文社 1995年